

年 月 日

保護者様

新潟県立分水高等学校長

出席（登校）停止について（通知）

下記の病気については、学校保健安全法により、他の生徒に感染するおそれのある間は登校できないことになっております。必ず医師の診断・治療を受け、登校する際は下記の証明書を学校（学級担任）に提出してください。

I 出席停止となる病気とその期間の基準（○印は罹患していると思われる病気）

(1) インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
(2) 百日咳	特有の咳が消失するまで
(3) 麻疹	発疹を伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
(4) 流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで
(5) 風疹	発疹が消失するまで
(6) 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
(7) 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
(8) 結核	感染のおそれがなくなるまで
(9) その他	（参考）【第3種感染症 その他の感染症】
（ ）	症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで

II 出席停止の基準は上記のとおりですが、登校については主治医に相談のうえ、登校させて下さい。

III 出席停止の期間中は、欠席扱いにはなりません。

IV 病院によっては文書料が必要になる場合がありますので御承知おきください。

切り取らずに提出してください

新潟県立分水高等学校長様

出席許可証

年 組 氏名

診断名（ ）

*上記の生徒の疾病は、他の生徒に感染するおそれがないことを通知します。

出席停止を必要とした期間 月 日 から 月 日まで
登校してもよいと認められる日 月 日

年 月 日 病（医）院名または医師氏名 印